

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【公開番号】特開2019-25004(P2019-25004A)  
【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)  
【年通号数】公開・登録公報2019-007  
【出願番号】特願2017-147558(P2017-147558)  
【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月1日(2020.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の演出表示を実行可能な演出表示手段と、  
所定の可動演出を実行可能な可動演出手段と、を備えた遊技機であって、  
前記可動演出手段は、前記演出表示手段の表示面の手前側を移動可能な可動部材を有し  
ており、

前記可動部材の移動範囲内の所定位置には、前記可動部材の所定動作を規制する動作規制手段が設けられており、

前記可動部材が移動して前記所定位置を外れることで、前記動作規制手段による規制が  
解かれて前記可動部材の所定動作が実行可能となる

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記可動演出手段は、所定の枠部材に設けられるもので、

前記枠部材には、前記可動部材の移動を許容する移動許容手段が設けられており、

前記動作規制手段は、前記移動許容手段と一体的に設けられている

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記所定動作は、前記可動部材の位置であって、前記演出表示手段の表示面に対して垂  
直方向の位置を異ならせる動作である

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記可動部材は複数設けられており、

前記複数の可動部材の各々に対して前記動作規制手段が設けられている

ことを特徴とする請求項1から3の何れか一項に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前述の課題を解決するために、本発明は以下の手段を採ることとした。

(1) 手段1の遊技機は、  
所定の演出表示を実行可能な演出表示手段と、

所定の可動演出を実行可能な可動演出手段と、を備えた遊技機であって、  
前記可動演出手段は、前記演出表示手段の表示面の手前側を移動可能な可動部材を有して  
おり、

前記可動部材の移動範囲内の所定位置には、前記可動部材の所定動作を規制する動作規制手段が設けられており、

前記可動部材が移動して前記所定位置を外れることで、前記動作規制手段による規制が解かれて前記可動部材の所定動作が実行可能となる

ことを要旨とする。

手段1の遊技機では、可動演出手段の可動部材が演出表示手段の表示面の手前側を移動可能となっており、その移動範囲内の所定位置に可動部材があるときには、当該可動部材による所定動作が動作規制手段によって規制される。そして、可動部材が移動して所定位置から外れることで、動作規制手段による規制が解かれ、可動部材の所定動作が実行可能となる。これにより、演出表示手段の表示面の手前側を移動する可動部材の位置によって、当該可動部材による所定動作が実行不能な状態（規制される状態）と実行可能な状態（規制されない状態）を生じさせることが可能となり、延いては、可動部材（可動演出手段）による演出動作の多様化を図ることが可能となる。

(2) 手段2の遊技機は、上記手段1の遊技機において、

前記可動演出手段は、所定の枠部材に設けられるもので、

前記枠部材には、前記可動部材の移動を許容する移動許容手段が設けられており、

前記動作規制手段は、前記移動許容手段と一体的に設けられている

ことを要旨とする。

手段2の遊技機では、可動演出手段が設けられる枠部材に、可動部材の移動を許容する移動許容手段が設けられており、当該移動許容手段と一体的に動作規制手段が設けられるものとなっている。これにより、可動部材の移動範囲内での移動を許容する手段と、可動部材の所定動作を実行不能（規制）または実行可能（規制解除）とする手段とを集約した簡便な構成により、可動部材（可動演出手段）による演出動作の多様化を図ることが可能となる。

(3) 手段3の遊技機は、上記手段1又は2の遊技機において、

前記所定動作は、前記可動部材の位置であって、前記演出表示手段の表示面に対して垂直方向の位置を異ならせる動作である

ことを要旨とする。

手段3の遊技機では、動作規制手段による規制が解かれることで実行可能となる可動部材の所定動作が、当該可動部材の、遊技盤面に対して垂直方向の位置を異ならせる動作となっている。これにより、可動部材を演出表示手段の表示面の手前側で移動させつつ、当該可動部材の垂直方向の位置も変化させるといった演出動作が実現可能となる。

(4) 手段4の遊技機は、上記手段1から3の何れか一つの遊技機において、

前記可動部材は複数設けられており、

前記複数の可動部材の各々に対して前記動作規制手段が設けられている

ことを要旨とする。

手段4の遊技機では、可動部材が複数設けられるとともに、これら複数の可動部材の各々について動作規制手段が設けられる。これにより、複数の可動部材の各々について、演出表示手段の表示面の手前側での移動および規制解除に基づく所定動作が実行され得るものとして、演出動作の多様化を図ることが可能となる。